

# Campus Life

## B 学生生活で注意してほしいこと

- 学生生活のマナーとルール ……28
- 気をつけよう悪質商法・詐欺 ……32
- 国民年金 ……38

## ● 学生生活のマナーとルール

### 1. キャンパスマナー

本学では学生生活を送る上で、最低限次のマナーを守るよう徹底しています。誰のためでもなく、あなた自身のためであることを忘れないで実行してください。



#### キャンパスの禁煙化

本学は、教育研究の場であることを鑑み、良好かつ快適な環境形成の促進、学生・職員等の健康の保持、増進を図るため、健康増進法第25条を踏まえ、受動喫煙防止対策の基本方針を定めています。

■本学敷地内は、全面禁煙です。 ■電子たばこ等もご遠慮ください。



#### 飲酒

■20歳未満の飲酒は法律で禁止されています。また、20歳以上でも飲酒に伴う事故に遭遇する恐れが常にありますので、節度をもった行動をとるよう心掛けてください。

■飲酒酒気帯び運転は絶対にしない。飲酒酒気帯び運転は重大な犯罪です。ほんの少しの油断が引き起こす事態の大きさや悲惨な結果を十分認識してください。自動車やオートバイだけでなく自転車（軽車両）の運転も法律違反です。

■飲んだら乗るな、乗るなら飲むな！



#### 授業中の携帯電話禁止



#### 授業への飲食物の持込み禁止

最近、授業中のマナーの悪さが多くの教員から指摘されています。映画館や電車内で他の人の携帯電話が鳴り、「ウルサイ！」と感じたことはありませんか。あるいは自分が一生懸命話をしているのに、相手が真面目に聞かず、他の人と話していたり、食べたりしていたらあなたはどんな気持ちになりますか。当たり前のことですが教室も公共の場のひとつです。授業はあなた一人のために行われているわけではありません。自分のためにも、クラスメイトのためにも有意義な授業となるようマナーを守りましょう。



#### 教室照明・冷暖房の節電

授業終了後、不要な照明や冷暖房はスイッチを切って節電に協力してください。



#### 廃棄物の分別

地球環境問題や資源・エネルギー問題が大きな社会問題となっています。大学キャンパスにおける環境マネジメントの焦点は教育・研究活動から生じる廃棄物です。奈良女子大学では、大学から出されるゴミの減量化と、カン・ビンや用紙類などの再生資源としてのリサイクル利用に積極的に取り組み、廃棄物の分別収集に努めています。次頁の要領で分別収集になお一層ご協力ください。



#### 放置自転車の禁止

自転車は必ず駐輪場に置いてください。

また、駐輪場内でもきちんと鍵を掛けて、盗難には気をつけてください。

卒業等により本学に在籍しなくなる場合は、構内から自転車を撤去してください。

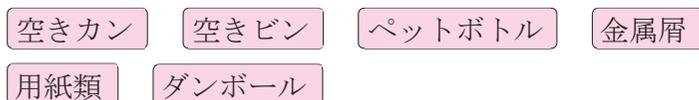
なお、生協において毎年2月末～3月末に不要自転車の回収をおこなっています。



#### 自動車・バイクの通行禁止

構内には、自動車とバイク（原動機付自転車を含む）の通行が禁止されている通路があります。構内ルールを守って走行してください。

リサイクル利用を進めているのは次の廃棄物です。



### 一般学生のみなさんへ

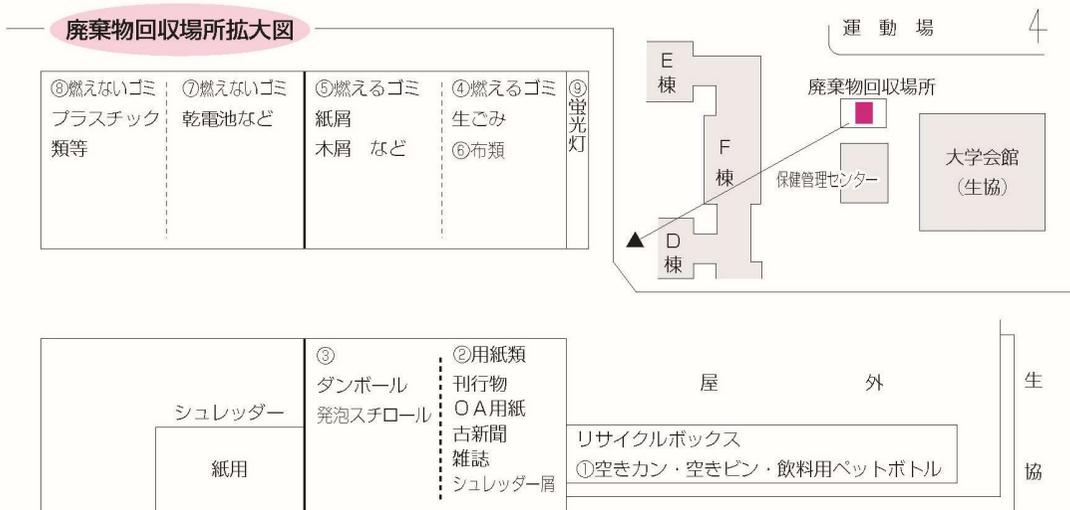
各教室付近に燃えるゴミ、燃えないゴミ、空きカン、空きびん、ペットボトルの入れ物が設置されていますので、正しい分別にご協力ください。

- 空きカン・空きビン・ペットボトルはリサイクルボックスへ入れてください。
- リサイクルできない廃棄物はその他のゴミ入れに捨ててください。また、上記以外でリサイクル可能な古新聞・古雑誌等はひもでくくり各自で下図の廃棄物回収場所に搬入してください。
- 学外からのゴミは、持ち込まないでください。
- ゴミ袋は、透明・半透明のものを使用し、内容物がわかるようにしてください。
- シュレッターした紙（シュレッター屑）は、それ以外の紙類と分けて下図②用紙類の場所に入れてください。

### 講座・研究室に所属している学生のみなさんへ

次の①～⑨のように分別して、下図の廃棄物回収場所へ搬入してください。

- ① 空きカン・空きビン・ペットボトル
- ② 用紙類（刊行物・OA用紙・古新聞・雑誌）※ひもでくくってください。
- ③ ダンボール・発泡スチロール（①～③は再生資源としての処理を業者に依頼します）
- ④ 燃えるゴミ（生ゴミ）
- ⑤ 燃えるゴミ（紙屑・木屑・ビニール類・カップ容器・弁当容器など）
- ⑥ 布類
- ⑦ 燃えないゴミ（乾電池・ノートパソコンバッテリー・トナー・小型家電など）
- ⑧ 燃えないゴミ（硬質プラスチック（ボトル・バケツ等）・ゴム類・陶器・ガラス・鉄類など）
- ⑨ 蛍光灯  
（④～⑨はゴミとしての処理を業者に依頼します）



## 2. 呼出し・照会

本学では、電話による学生呼出しや問合せには応じていません。あらかじめ家族や友人などに知らせておいてください。

— 応じられない事例 —

- ・ 父母や友人からの電話による学生呼出し  
ただし、家族の健康等に関する緊急の場合は、この限りではありません。
- ・ 電話による学生への伝言
- ・ 学生や先生の住所、個人の電話番号などプライバシーにかかわる問合せ

## 3. 手荷物の管理

大学構内で盗難が頻発しています。その多くは本人のちょっとした不注意が原因です。特に教室やサークルボックス、共同研究室、学生控室、学術情報センターなどにカバンを置いたまま席をはずしたほんのわずかの間にカバンごとまたは、現金のみ盗まれるというケースです。現金や貴重品を置いたままにしないでください。

### ■盗難に遭わないために

大学構内は一般路上と同じ気持ちで行動し、特に次のことに注意してください。

「貴重品は常に身につけておく」「所持品から目を離さない」

### ■盗難に遭ったら

直ちに学生生活課学生生活係（大学院F棟1階）に届け出るとともに、近くの警察や派出所にも届け出てください。また、不審な者を見かけたら守衛室、学生生活課または大学の教職員へ至急連絡してください。

## 4. 郵便物・宅配物

本学では、大学に送られてくる学生個人あての郵便物・宅配物の受け取りは、原則として行っておりません。

実験などに必要となる物品を取り寄せる場合などは、指導教員に了解を得たうえ、指導教員名をあて先としてください。

## 5. ロッカーの貸出

学部新生を対象に、ロッカーの貸出を行っています。期間は文学部は2年次、生活環境学部は3年次までとなっています。4月中旬から貸出していますが、詳細は、文学部及び生活環境学部新生は学生生活課課外事務室〔大学会館2階〕へ、理学部及び工学部新生はそれぞれの学科に尋ねてください。

## 6. 遺失物・拾得物・・・〔学生生活課学生生活係（大学院F棟1階）〕

### ■落し物・忘れ物をした場合（遺失物）

落し物・忘れ物をしたら

まず遺失した場所をよく探してから、学生生活課学生生活係窓口（大学院F棟1階 [6ページ参照]）に問い合わせください。

学内での拾得物は学生生活課（大学院F棟1階）のケースに陳列してあります。

保管について

拾得物は拾得した日より3ヶ月間保管し、落とし主が見つからない場合は処分します。

◆名前が書いてあるなど、持ち主が分かるものが届いた時は、大学に届出の本人連絡先に連絡しています。万が一紛失した時のことを考えて、日ごろから自分の持ち物にはできるだけ名前を書いておきましょう。

### ■落とし物・忘れ物を見つけた場合（拾得物）

学生生活課学生生活係（大学院F棟1階）に届けてください。

現金等貴重品を拾われた場合は、窓口で拾われた方の連絡先を尋ねる場合があります。

### ■その他

不要物を放置しないでください。本人がゴミのつもりで置き去りにしていても、善意の第三者が落し物・忘れ物として拾得し、大学に届けられる場合があります。このようなケースが近年増加傾向にあり、大学としても苦慮しています。不要なものは自分で責任をもって捨てるようにし、マナーを守りましょう。

悪用されることもありますので、下記の物を紛失した場合はすぐに各自で手続を行ってください。

警察署へ遺失届を提出する。

（最寄りの交番は、近鉄奈良駅前交番 0742-22-5612）

- ・財布・定期券等
- ・家の鍵…家主・管理会社等に連絡をして鍵を付け替える。
- ・キャッシュカード、クレジットカード…銀行、カード会社に連絡をしてカードを停止する。
- ・携帯電話…電話会社に連絡をして停止する。
- ・学生証…学務課学務係に申し出る。

## ● 気をつけよう悪質商法・詐欺

### 1. 悪質商法・詐欺に注意

#### 資格商法（電話勧誘販売）

突然、公的な団体のような名前で電話がかかってきて「今受講すれば資格が簡単に取れる」「もうすぐ国家資格になる」「就職活動に有利になる」などと強引かつ執拗に勧誘されます。あいまいな返事をしていると「契約が成立した」として高額な受講料を請求されることがあります。

▶▶▶見知らぬ人から自宅や下宿に電話がかかってきた時には充分注意し、特に「英会話教材」「コンピュータ講習」などに関する説明会へのあやしい勧誘には、あいまいな返事をしないできっぱり断ること。信頼できる団体は、電話での勧誘などはしていません。

#### 闇バイト

SNSで「高額報酬」「ホワイト案件」などと投稿し、応募した人に「シグナル」や「テレグラム」などのアプリで連絡し、強盗などの凶悪な犯罪をさせる行為が横行しています。その際、身分証などの個人情報を送ると、脅されるなど巧妙な方法で、凶悪な犯罪に加わることを断れない状況にされます。

▶▶▶このような犯罪に加われば、必ず捕まります!!厳しく処罰されます!!

「怪しい」「まずい」と思ったら、すぐに周りの信頼できる大人や警察に相談してください。

#### アポイントメントセールス

「おめでとう あなたが当選しました。プレゼントを取りに来てください」などと喫茶店や営業所に呼び出され、実はアクセサリーやビデオ教材、パソコンなどの契約を執拗に迫られるものです。

▶▶▶うまい話につられて出かけないこと。相手はだますために会おうとしているのですから。

#### キャッチセールス

街頭で「アンケートにお答えください」などと呼び止められ、喫茶店や営業所等に連れて行かれます。そこで言葉巧みに勧誘され、化粧品、健康食品、エステなどの高額な契約をさせられることがあります。

▶▶▶街頭などでアンケートなどと呼び止められるのは、物を買わせる目的があるためです。見るだけのつもりでも、あれこれと説明され、話にずるずる付き合っていると断りにくくなります。しつこく誘われても毅然と断りましょう。

#### 就活中の学生をねらった強引な勧誘

大学や就職説明会から出てきたところを呼び止め「就職活動で困っていることは？」といったアンケートへの回答を求め氏名等を記入させ、その後「就職活動に役立つ」と呼び出され、高額な英会話教室やリクルート講座といった契約を強引にさせられることがあります。

▶▶▶就職活動中の大学生の不安に付け込む悪質な商法です。必要がなければきっぱりと断り、個人情報を提供しないようにしてください。

## 架空・不当請求

不特定多数の人に対して支払根拠のない請求をして、お金をだまし取る詐欺行為です。

業者の手口も巧妙化する傾向にあり、はがきやメールで「最終通告」「訴訟通達書」など裁判を連想させるような言葉を使ったり、「債権回収業者」を名乗り自宅まで回収に行くといったような脅し文句が使われることがあります。

▶▶▶請求元には絶対に連絡せず、無視しましょう。

## ヤミ金融

貸金業登録の有無にかかわらず出資法の上限金利を無視して、その数十倍から数百倍の金利を取る違法金融業者のことで、このヤミ金融業者は、消費者の気を引く様々な手を使ったり、登録業者を装って融資を働きかけてきます。その手口として、インターネットのウェブサイト、メール、新聞折込チラシ、ダイレクトメールなどによって、うまい話を載せて融資を誘います。

▶▶▶被害に遭わないためには、利用しないことが一番の防衛策です。

## ネットトラブル

スマートフォンやパソコンによるインターネット通信は、身近な情報ツールとして、情報収集、ショッピング、電子メールなどに利用されていますが、便利な反面、商品詐欺などの様々なトラブルが発生しています。以下のようなトラブルに巻き込まれないよう気をつけましょう。

### ① インターネット課金サイト

インターネットの特定サイトに接続すると知らない間にプログラムがダウンロードされ、アダルトサイト等の契約を強制的に結ばせる場合があります。この場合、後日、法外な通信料を請求されることとなります。いかがわしいサイトにはアクセスしないようにしましょう。

### ② フィッシング (Phishing) 詐欺

実在する銀行、クレジット会社やショッピングサイトを装ったメールを送りつけ、「会員期間更新」などのもっともな理由で、本物そっくりの「罠サイト」にアクセスさせ、クレジットカード等の個人情報を盗め取る行為のことで、最近、盗まれた情報により、高価な品物を買われる、銀行口座からお金が引き出される等の被害が出ています。個人情報を求めるメールには十分注意しましょう。

### ③ 出会い系サイト

異性や同性の友達を探したり、求めたりするサイトです。サイト内は、個人個人の匿名性が高く犯罪の温床になっています。出会い系サイトを発端に殺人事件が起きたことは、皆さんすでに承知のことだと思います。決してアクセスしないようにしましょう。

### ④ ワンクリック請求

インターネットのアダルトサイトなどで、利用料金や利用規約を明確にせず、消費者がクリックすると「登録完了」「料金〇万円」などと高額料金を請求する画面が表示される請求です。この様なワンクリック詐欺による売買契約は法的に成立しないので、無視してかまいません（業者からのメールへの返信や、電話をかけたりにしないこと。）

### ⑤ ネット通販詐欺

インターネット通信販売で商品の購入申し込みをして代金を支払ったが、商品が届かなかったり注文したものと異なる商品が届き、連絡も取れなくなる詐欺です。もし、詐欺被害に遭ってしまった場合、速やかに消費生活センターや警察等に通報しましょう。

## その他にもこんな方法で・・・

- **マルチ商法**—販売組織の加入者が「必ず儲かる」などと言って、新たに組織に加入させ、ねずみ算式に人を勧誘するもの
- **自己啓発商法**—性格判断のアンケートに回答すると、電話で呼び出され、「性格を変えてみないか」などと言われ、高額な契約をさせられるもの
- **会員権商法**—旅行や買物が特別価格でできると勧誘され、高額の会員権契約をさせられる。(しかし、実は付録のビデオ販売が契約の主な内容で、会員権の方は利用価値がなかったり、別途会費をとられることがある。)
- **サイドビジネス商法**—「内職・副業で簡単に高収入」のチラシやネット広告などをみて、登録料を払い込んだが、登録料だけとって一向に仕事が紹介されない。
- **モニター商法**—モニターになってもらうことを条件に、商品などを契約させるが、約束の納期に商品が届かなかったり、モニター料が支払われない。

## 2. もしトラブルに巻き込まれたら

自ら判断を下すことが難しい場合や何らかのトラブルに巻き込まれた場合には、速やかに指導教員、学生相談室、学生生活課または下記に相談してください。

### 奈良県消費生活センター

奈良市三条本町8番1号  
シルキア奈良2階  
TEL 0742-36-0931  
相談受付 9時～16時30分  
年末年始・土・日曜・祝日を除く  
ホームページアドレス <https://www3.pref.nara.jp/syouseiseikatsucenter/>

### 奈良県消費生活センター中南和相談所

大和高田市片塩町12-5  
大和高田市市民交流センター（コスモスプラザ）3階  
TEL 0745-22-0931  
相談受付 9時～16時30分  
年末年始・土・日曜・祝日を除く

### 奈良県警察本部 生活安全部・生活環境課

TEL 0742-24-9441  
相談受付 8時30分～17時15分  
土・日曜・祝日を除く

### 消費者ホットライン

TEL 188

原則毎日利用可能（年末年始除く）

お近くの消費生活センターや消費生活相談所が案内されます。相談窓口が開所していない場合は国民生活センターで相談の補完をしています。

国民生活センター ウェブサイト：<https://www.kokusen.go.jp>

※各市町村消費者担当窓口でも問い合わせに対応しています。

## トラブル防止対策

- 勧誘を受けても、購入意思等がないときは、きっぱり断ること
- 勧誘を受けたときは、商品価値はもちろん契約内容など納得するまで説明を受けること
- 契約はその場でせず、家族・友人とも相談の上、判断すること
- 個人情報（住所・氏名・電話番号・口座等）を容易に提供しないこと

## 3. 個人情報の管理に注意

最近、様々な口実を使って、個人の情報に係る住所・電話番号・帰省先などを不当に問い合わせる悪質な行為が頻発していますが、自分の個人情報は自分で守るという意識を持って、他人に自分の住所や連絡先などの個人情報を教えるときは慎重に対処してください。また、友達住所など個人情報の取扱いはさらに慎重な対処が必要です。

なお、大学では学生の個人情報は厳重に管理していて、例えば大学がインターネットなどで学生の個人情報などを問い合わせることは決してありません。また、ネットワーク通信を利用する人が増加すると同時に、様々なネットワーク上のトラブルも発生しています。メールアドレスやパスワードは、クレジットカード番号と同様に、重要な個人情報ですから、他人に知られる恐れのないように厳重に管理してください。不用意に学内掲示板等に連絡先等を掲示することの無いようにしてください。

## 4. 正体不明団体などの勧誘に注意

### カルト集団に注意を！

- 「カルト」(cult) とは、もともと「崇拜」とか「熱狂」といった意味ですが、今日ではもっぱら熱狂的な宗教集団を指して使われていることばです。オウム真理教事件のことなどは、みなさんも聞かれたことがあると思います。

世の中にはさまざまなカルト集団がありますが、どの集団も特に、親元から離れて人生の新しい段階に至って期待と不安の両方を併せ持っている大学生を標的に、勧誘活動を繰り返しています。残念ながら本学においても、彼等のさまざまな活動が確認されています。

カルト集団の手口は、初めは宗教的な勧誘であると明らかにすることなく、あるいはスポーツ、あるいは文化活動などへの誘いをかけ、十分に引き込んだと判断して初めて自分たちの正体を明らかにする点で共通しています。その時点では集団メンバーと人間的な関係が造られていたり、あるいは「洗脳」が進んでいたりして、なかなか抜け出せないところに追い込まれがちです。

しつこい勧誘などを受けて、「あれ？」と疑問に思ったら、ぜひ周りの教員や学生生活課学生生活係（大学院F棟1階、TEL：0742-20-3244）、学生相談室（大学会館3階、TEL：0742-20-3925）などにご相談ください。あなたのご連絡がカルト集団の暗躍の防止に繋がります。もちろん相談の秘密は厳守されます。

- 例えばこんな具合に…新入生は一番のターゲットでもあります。十分に注意すること！

一見、真面目で親切そうな青年が、駅前や街頭でのアンケート、「ボランティア」「学習会・研究会」といった名目のサークルへの勧誘、「自己啓発セミナー」または「能力開発セミナー」「ビデオセンター」への勧誘などで近づいてきます。「暇だから、試しに一度だけ…」のつもりで誘われるままそのような人達の集まりに参加し、話をしたり聞いたりしているうちに、マインドコントロールされた状態となり、正常な判断ができなくなっていくます。そしていったんカルトに入会してしまうとなかなか抜け出せなくなり、救出しようとする家族まで巻き込んで大変不幸なことになってしまいます。

## 5. 大麻や薬物への誘いに注意

「1度だけ…」といった好奇心から大麻や薬物へと走るケースの他に、危険な薬物とは知らずに手を出してしまうといったケースもあります。最近では、ハーブやお香などと称した「危険ドラッグ」が販売される例が増えています。これらはあたかも安全なもののように称して販売されていますが、麻薬や覚せい剤と同様の作用を持つ危険な薬物です。下記にその一例を挙げますので、絶対に誘いには乗らないよう注意してください。

こんな誘いには  
注意！



「ダイエットの効果があるよ。」  
「肌がきれいになるよ。」  
「ただの栄養剤だよ。」  
「眠気がとれて勉強がはかどるよ。」  
「やってないのはきみだけだよ。」  
「1回なら平気だよ。」  
Etc.

このようなもの  
も薬物です。

エス、コーク、ドラゴン、スピード、アイス、キャンディ  
(覚せい剤やコカインなどを意味する言葉です。)  
合法ドラッグ、デザイナーズ・ドラッグ  
(危険ドラッグを意味する言葉です。)

## 6. さまざまなトラブルから身を守るために

### 夜の一人歩きは危険です！

夜間（特に深夜）の一人歩きは避けましょう。本学でも深夜に不審者の被害にあった例があります。研究・サークル・アルバイト等で帰宅が遅くなる学生が狙われているようです。

◆もしも帰宅が遅くなるときは、必ず複数名で行動するようにし、自分一人だけにならないようにしてください。

◆やむを得ず一人で歩かなければならないときは、にぎやかな道を選んで歩きましょう。

◆万が一のため、防犯ブザー等を持ち歩き、携帯電話をすぐに取り出せるようにしてください。

※学生生活課学生生活係窓口（大学院 F 棟1階）でも、防犯ブザーを一時的に貸出しています。

みなさんは「自分だけは大丈夫」と思って安易な行動をしていないでしょうか。危険にあう可能性を常に意識し、自分の身は自分で守れるよう心がけてください。

### 痴漢・いたずらや嫌がらせに注意

昼夜を問わず、見知らぬ人から声をかけられても安易に誘いにのらないように十分注意しましょう。

### 卑劣な電話には毅然と

暴力団組員を装って、嫌がらせや友人の電話番号を聞きだそうとする電話が、学生のもとにかかってきた事例があります。このような電話があった場合は、脅迫的な言葉にひるむことなく、即座に電話を切るなど、毅然とした姿勢を示すことが大切です。特に一人暮らしの学生は十分注意してください。

## ストーカー対策

ストーカー行為（同一人に対してつきまとい等を繰り返す行為）を実際に受けたといった場合は、通学路を変える、外出の際には辺りを警戒する、夜間の外出を控える、外出時にはタクシーを利用する、等の対策が考えられます。つきまとわれたときは、自己防衛策をとるとともに、**警察や指導教員・学生相談室・学生生活課に相談**しましょう。

## 不審な訪問者には注意を

住居に不審な訪問者がある場合は、必ず相手を確認してからドアを開けるように心がけてください。見ず知らずの訪問者が脅迫的な言動や不審な行動を繰り返す場合は、自分自身を守るために110番通報をすることも必要です。

## 一人住まいの女子学生狙った性犯罪や窃盗に注意

犯行に及ぶ者は、十分に下見をして時には尾行をし、女性の一人住まいであることを確認した上で、入浴時や就寝中に侵入してきます。帰宅したら、直ちにドアの施錠を忘れないようにしてください。

犯行に及ぶ者は、鍵をかけ忘れたトイレ・浴室の小窓、ベランダの窓、出窓、玄関から侵入してきますので、ドアにはチェーン錠をし、施錠などに十分な注意を払うことが必要です。訪問者には、ドアチェーンをかけたまま開扉し対応するようにしましょう。

## 若年女性を対象とした性的な暴力被害に遭わないように

近年、アダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」など、若年層の女性が性的な被害に遭う問題が深刻化しています。

タレントやモデルのスカウト、高収入アルバイト（風俗営業での接待など）への応募をきっかけに、性的な行為を強要されたり、性暴力やストーカー等の被害を受けたりする事例が報告されています。

安易に個人情報を提供したり、契約書にサインしたりすることのないよう注意してください。被害事例や相談窓口について、国（内閣府）の啓発サイトをお知らせしますので確認してください。

[https://www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/avjk/index.html](https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html)

## ● 国民年金

### 1. 20歳になったら国民年金

国民年金とはやがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような“万が一”の事態に備え、保険料を出し合い、お互いを支え合う制度です。

日本国内に住んでいる20歳から60歳未満の方は、国民年金に加入することが法律で義務付けられています。20歳になったら忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

(20歳になったとき(日本年金機構HP))

<https://www.nenkin.go.jp/service/scenebetsu/hatachi.html>

### 2. 学生納付特例制度

学生納付特例制度は、所得の少ない学生が、国民年金保険料の納付が困難な場合、申請により保険料の納付が猶予(先送り)される制度です。猶予された期間は年金を受け取るために必要な期間に算入されます。

(国民年金保険料の学生納付特例制度)

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/20150514.html>